

平成20年 第1回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成20年3月10日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成20年3月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第4号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第2 議案第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第6号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第7号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第8号 平成20年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第9号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 平成20年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 平成20年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第17号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第18号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第19号 平成20年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第20号 築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第25号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第31号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第32号 築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第33号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第32 議案第35号 築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第33 議案第36号 町道路線の変更について
- （以下追加日程）
- 日程第34 議案第40号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第35 議案第41号 築上町芸術・文化振興基金条例の制定について
- 日程第36 議案第42号 築上町環境美化推進基金条例の制定について
- 日程第37 議案第43号 築上町子育てすこやか基金条例の制定について
- 日程第38 議案第44号 築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第39 議案第45号 築上町バス運行事業調整基金条例の制定について
- 日程第40 議案第46号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第41 議案第47号 財産の処分について
- 日程第42 議案第48号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第43 発議第1号 在日米軍兵の度重なる不祥事の抗議と実効性のある再発防止を求める決議（案）について
- 日程第44 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）について
- 日程第45 意見書案第2号 築上町の光通信化を求める意見書（案）について
- 日程第46 請願第1号 スクールバス添乗員と校務員配置の請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について

- 日程第2 議案第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第6号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第7号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第8号 平成20年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第9号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 平成20年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 平成20年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第17号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第18号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第19号 平成20年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第20号 築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 築上町文化会館(コマーレ)条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第31号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第32号 築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第33号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第32 議案第35号 築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第33 議案第36号 町道路線の変更について
- (以下追加日程)
- 日程第34 議案第40号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第35 議案第41号 築上町芸術・文化振興基金条例の制定について
- 日程第36 議案第42号 築上町環境美化推進基金条例の制定について
- 日程第37 議案第43号 築上町子育てすこやか基金条例の制定について
- 日程第38 議案第44号 築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第39 議案第45号 築上町バス運行事業調整基金条例の制定について
- 日程第40 議案第46号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第41 議案第47号 財産の処分について
- 日程第42 議案第48号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第43 発議第1号 在日米軍兵の度重なる不祥事の抗議と実効性のある再発防止を求める
決議(案)について
- 日程第44 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書(案)について
- 日程第45 意見書案第2号 築上町の光通信化を求める意見書(案)について
- 日程第46 請願第1号 スクールバス添乗員と校務員配置の請願について

出席議員(20名)

1番 首藤萬壽美君	2番 塩田 文男君
3番 工藤 久司君	4番 塩田 昌生君
5番 田原 宗憲君	6番 丸山 年弘君
7番 西畑イツミ君	8番 西口 周治君
9番 有永 義正君	10番 田村 兼光君
11番 成吉 暲奎君	12番 吉元 成一君
13番 岡田 信英君	14番 武道 修司君
15番 平野 力範君	16番 中島 英夫君

17番 繁永 隆治君

18番 田原 親君

19番 信田 博見君

20番 宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農業委員会係長	浜田 俊秀君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	安田 美鈴君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	松田 倫夫君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長補佐	田原 泰之君
監査室長	吉留 康次君	徴収専門官	大田 隆君
徴収専門官	小林 實君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

・ ・

日程第1．議案第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第4号平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） ただいまの議題になっています議案第4号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2．議案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第3．議案第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第6号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4．議案第7号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第7号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第5．議案第8号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第8号平成20年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 平成20年度の一般会計の予算なんですが、当初、町長の方からもいろいろと説明を、今年度の考え方等もあったんで、主なところをちょっと説明をお願いしたいなと思うんですが、考え方というか、減額等を主にやっていかないといけないという流れの中で、逆にこの部分は平成20年度はちゃんと残したんだとか、この事業を重点に平成20年度はやっていきたいんだという部分が当然あったらと思うんです。全体を通じて、今年度、平成20年度、町長として目玉というか、主な部分として、この部分の事業を積極的にやっていきたいという部分があれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 提案でも申しましたとおり、非常に財政事情を考慮して削減した予算となっておりますというふうなことで、いわゆる何と申しますか、投資をするような予算は今回ほぼ上げてないということでございますけれども、強いて目玉といえば、火葬場関係ですかね。これが後、一応設計が上がってくれば、今後は補正で上げていくと。

それから、今、旧築城の庁舎、この問題も、取り壊しを今するように設計をやる予定でございましたけれども、いろんな形で再編交付金を利用できようというようなことで、一応こういっても保留にしておるとい状況でございます。だから、あと設計、取り壊し、それから新たな物をつくるという形になれば、こういう再編交付金を利用していくべきであろうということで、今回は、今までの継続的な事業と申しますか、ハードはもうほとんどございませぬ。ハード事業はです。

あと巡回バスについても、来年、たしか寒田線が今契約が切れてからどうするかというのも地元の方々と話をしていかなければ、これも再編交付金を使えるような形で、一応基金にしていこうということで、後の議案で追加提案でさせていただくと。

今回は、もうほとんど減額的な予算が主な形になって、いわゆる職員が13名やめる予定でございます。その中で、学校給食の2名だけは採用して、あと11名は採用しないと、こういう方向性で財源を、人件費を少しでもほかのものに持っていければいいがなと、このような考え方で予算編成をしておりますし、非常に補助金も昨年削っておりますし、そう削れる状態でもない。

しかし、基本的には行財政改革の中で、補助金を精査しながらやっていくという考え方で、補助金の申請について、今まで経常的な形と申しますか、会を運営するものは自分たちで出させていただくような形にして、何か事業をやるという事業費に相当するものは当然補助でいってもいいんではなからうかということで、行財政改革の中で、補助金のあり方についてということで補助

団体に周知徹底をしていくと、このような考え方を持って、だから、今一応予算には上げておりますけれども、補助金についても精査をしながら、補助の内容を補助団体であるところから事情聴取をしながらやっていくと、こういう状況ということで、特徴という形になれば、減額をした形が特徴であるという、一言で言えばそういうふうに申せると思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 全体を見ても、かなり厳しい状況の中で予算をつくられたんじゃないかということがわかるわけです。昨年の決算でいくと、今年度まだ当然決算はできないんですが、昨年の決算では経常収支比率においても100%を大幅に超えていったと。平成19年度がどのような形になるのかというのは、今現時点でわかりませんが、予測とされるのが、18年度よりももっと厳しい状況にあるんじゃないかということが予測される。

その中で、今回この予算、平成20年度を組み立てた流れとして、経常収支比率をどこぐらいまで落とそうという計画で今予算を立てられたのか。場合によっては100%を当然切るという目標でやるべきだろうと思うんですが、それに近づくような内容で予算を構成というか、内容がなっているのかをお聞きしたいというふうに思います。財政課長でも構いません。

議長（成吉 暲奎君） 町長。

町長（新川 久三君） 経常収支比率、あくまでもこれは目安ということで頭に入れていただきたいと思います。それで、経常収支比率もトリックがこれございます。というのが、事業をたくさんすれば収支比率下がるんですね。いわゆる臨時的な経費という形で仕分けができる。しかし、事業をやらなければ、臨時的経費に持っていけるものも経常的な経費で、特に職員の人件費、これについても事業費支弁ということで持っていけば、相当数が経常収支比率を落とす要因にはなるわけですね。けども、事業をやらなければ、普通の一般経常経費で賄わなければならないという、あと物件費についても、事業をやれば臨時的経費で、いわゆる補助事業の中で対応していけば、これは臨時的経費という形になるわけでございますけれども、事業量を抑えれば、それは一般経常経費という形で扱っていかざるを得ないと。

そして、しかし、事業をやれば公債比率が当然上がります。だから、公債比率が今18.3ということで、もう黄な信号から赤信号にという形に、もうほとんど赤に近い状態でございますし、これをことし、来年が多分ピークになると思います。そういう形の中で、だんだん下げてくれば、そして事業も弾力的に、ちょうど収入と支出を、そしてまた、補助金を持ってくるという、この3つの組み合わせをうまくやっていかないと、弾力的な財政運営はできないのではなかろうかなと、このように考えてるところでございますし、極力、経常収支比率、公債比率は下げるような形で努力はしていくべきであろうと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 経常収支比率の考え方、やり方とかを聞いているんじゃないんで、平成20年度はどういうふうな見込みになるのかということをお聞きしてるんです。その事業をたくさんやったらどうかとか、トリックの話を聞いているんじゃないんです。当然、平成20年度に関しては、再編交付金の算入とか、いろんな交付金として見られる部分で事業も当然入ってきます。その部分が経常収支比率の中で反映されるのか反映されないのか、そういうものを反映されたとすれば、実際の経常収支比率がどのように変わっていくのか。来年度、平成20年度の予算が、そういうふうな中で、経常収支比率を落とせるような内容になってるのかどうかをお聞きしてる。事業をたくさんやったら落ちるとか落ちないとか、そういうふうな話じゃなくて、平成20年度の見込みとして、経常収支比率がどのような見込みになっていくのかを聞いているんで、その点をちょっとお答えをお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然これは、私は105から下がると思います。というのが、人件費を相当落としておりますので、20年度の決算においては、再編交付金はもう全部繰り越しですので、20年度の決算の中に入ってくる形になりますけど、当然、私は105から下がってくるというふうに想定はしております。

議員（14番 武道 修司君） 財政課長、間違いはないですか。

議長（成吉 暲奎君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 町長答えたようにございまして、経常収支比率につきましては、3月の22日でしたか、財政健全化計画の内容を説明させていただきましたけれども、これに沿って予算立てを考えておりますので、これからいきますと、平成20年度は103.1ということで想定をさせていただきます。よろしいでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 当然計画に沿ってということになるんでしょうけど、少しでも努力して、再編交付金の問題とかいろいろとありますので、少しでも下がるように努力していただきたいと思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） ページ44ページとページ47ページについてを質問いたします。

ページ44ページの2款1項5目12節に、ごみ処理等手数料が新たに上がっておりますが、これはどういうあれで上げたのかをお尋ねします。

それから、47ページの委託料に施設管理委託料が上がっておりますが、どの施設の管理委託料でしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 財政の田原です。44ページの2款1項5目財産管理費の中のごみ処理等手数料2万円でございますが、これは、庁舎から出ますごみがございます。これを吉村清掃社の方に委託しておりますので、これの収集委託料でございます。

企画課長（加来 篤君） 企画課の加来です。お答えいたします。

ページ47ページの施設管理委託料、これにつきましては、弓ノ師地区、パークゴルフ場というのがございます、そのすぐ近くに、防衛施設局が平成18年度で事業を実施いたしまして、19年の夏ぐらいに築上町に移管された花木園でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 今、ごみ処理等の手数料のことで業者に委託してると言われましたが、業者に委託したお金は上がってるはず、何でここでまた新たに手数料として上げるのかを、わかるように説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） お答えします。

それぞれのごみ処理手数料というのは、各学校、公共施設、それぞれ別途に契約をして収集に来ていただいております。ちょっと質問の意味がよくわからないんですけど。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 事業所系のごみと一般家庭のごみということで、一般家庭の分は衛生費の中でそれぞれ委託料を上げておりますが、町も一事業所ということで、いろんな会社とか、商店とか、そういうところは直接清掃社と契約をやるというふうなことになっておりますので、事業所としての委託契約をやっておると、それで理解ください。

議員（7番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 45ページの町有管理委託料が1,300万ちょっと上がっております。前年度は300万程度だったと思うんですが、上がった理由と、それと、140ページ、144ページ、教育費の講師賃金の内容を教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 45ページの委託料の町有地管理委託料でございます。去年と違うところはございまして、これは、町有林の間伐業務委託料というのがございますが、昨年は上げてなくて、ことし初めて上げさせてもらいましたけども、寒田と小山田の分の間伐業務委託料、これは森林組合の方に委託をしまして、補助事業で行いますが、これが約1,000万ほどございます。両方合わせて1,000万ほどございます。

議長（成吉 暲奎君） 何ページですかね。

議員（3番 工藤 久司君） 140ページの講師賃金ですね、教育費の中の小学校費です。それと、中学校費の、済みません、5ページでした、5ページの講師賃金等の内容、どういう講師が来て、内容を教えていただきたいなと思います。

議長（成吉 暲奎君） 教育課長。

学校教育課長（中村 一治君） 小学校の分の講師の委託料でございますが（「141ページですね、最初は」と呼ぶ者あり）小学校の分の賃金でございますが、講師の賃金の部分です。特学の支援講師の部分と不登校及び障害児の支援講師ということで上げさせていただいております。

中学校の講師につきましては、中学校の国語の講師、それから特に築城中学校なんですけども、生徒指導の講師ということで、それとまた、技術科、家庭科の講師ということで上げさせていただいております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 今、中学校の講師の中に生徒指導のというのがありましたが、これは去年、築城中学校に課外、校外の講師だったと思うんですが、これは教育長にちょっとこれお聞きした方がいいと思うんですが、いつまでこの講師の部外者の講師を入れてするのか、そのあたりの計画があれば教えていただきたいなと思います。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 何年計画というようなものではなくて、学校の状況、状態を見ながら、もうこれは講師は必要でないというふうな判断に立てば、そこでカットをしますし、もう1年ぜひ必要と、ことは現場からもそういう声が上がりましたし、状況から見ても、もう1年置くのが適当であろうということで、1名削りましたけれども、来年度はそういうことで、そういう体制でいきたいと、こういうことでございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 学校が落ちつけば当然なくなるでしょうけども、今、築城中学校限定というか、この件に関してはですね。例えば椎田中学校でまたこういう事態になったときも、こういうふうに、例えば保護者から要望があったり、学校の方から要望があるとすると、またここでこういう単費は必要なわけですね。ですから、一般質問でもしてますので、これで終わりますけど、そういう先生を教育長頑張って引っ張ってきていただいて、学校が少し落ちついた時点で、うまく引き継ぎをすとかというような形でしていただかないと、ずっとこれが続くという可能性もあるわけですね。ですから、そのあたりはきちっと対策立てて運営、学校運営、学校に対しての助言なりをしていただきたいなと思いますので、あとはまた一般質問でさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかに。首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 1点だけお尋ねいたします。

ページ 69 ページの民生費の中の築上町シルバー人材センターの補助金ですが、昨年は 956 万円計上されていましたが、本年度は上がって 1,000 万になっております。削減をしていると町長が言われましたけれども、この 44 万円、今度ふえてる分について、何かシルバー人材の方で事業か何か特別にやる予定でこういうふうにならぬでしょうか、お尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 高齢者福祉課の吉留です。お答えいたします。

確かに人材センターの補助金は昨年と比較いたしますと上がっております。この補助金につきましては、人材センターの事務局の管理費に充当しております。町の補助金と同額が国の方からも助成されておりますけれども、管理費 100%ではございません。不足する部分がございます。従来は、シルバー人材センターの事業費の中からそういったもの、不足部分は充当していたんですけれども、国の方では、小さなシルバー人材センターについては、年度の終わりごろ、予算の状況を見て、追加で 50 万円程度増額の補助ができるということでありましたので、今年度その不足する部分、50 万円程度増額をとということにしております。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1 番 首藤萬壽美君） シルバー人材センターはとっても住民の生活の中に溶け込んでるように、あちこちで起用されてるように思われますが、町の方の声を聞きますと、非常に企業化していて、お金も決して安くはないと、何を頼んでも。それだけ企業化しているようなシルバー人材センターに、管理費といえども町の予算を 1,000 万も、国から出るからといってつけるのはどうかと思われるんですが、そういうところは町長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私も首藤議員と同じような感覚持っております。というのが、前は町の入札、作業の入札を出してございました。土木業者と人材センターと森林組合と。そうしたら、事務費の補助をするだけ、それだけ安う落ちるじゃないかということで、それからそれ以後はシルバーは、よっぽど短期間にしなければならないような、1 日で済むような仕事とか、そういうものは町の方から人材センターの方に委託するんですけれど、あと入札関係は一応除外をしているというふうな。

特に、人材センターの設立の趣旨は、高齢者の技術を民間の方々に、安くて、サービス、いわゆるボランティア的な精神で町民の皆さんに利用していただくような制度というふうには私は理解してある。だから、企業化すれば、補助金は私はやる必要はないということで、先般、理事者の皆さんが私の方にいろいろ要望来ましたが、そこではっきりその旨は、理事長以下、皆さん、各理事に、民間をどんどん発掘しながら、そしてシルバーいいなというふうな形で、安くていいなというふうな形で、どんどん民間の方を発掘しながら、公共としては業者育成という立場もご

ざいますし、シルバーだけすれば、もう一つシルバーをつくって競争させなきゃいかんよという形になると。そういう感覚でシルバーの方には要望してきておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 首藤議員のシルバーに関する事で質問が出ましたので、私ちょっとお伺いしようかなと思うのが、共立衛生組合として過去やってました、焼却場の入り口にシルバー人材センターの事務所がありますよね。あれは町の財産でしょう。ですかね。あれ家賃か何かいただいているんですか。

議長（成吉 暲奎君） 吉留課長。

高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 共立衛生施設組合の事務所の裏側の旧組合が使っておった事務所を無償で使用させております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） あいとおったけ、もったいないけ、ただで利用させようという考え方ですか。これだけ人材センターもうけよる。

議長（成吉 暲奎君） 吉留課長。

高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 当然、事務所の中で使います光熱費等はシルバーの方で負担しておりますけれども、建物自体があいていたということで、恐らく当初シルバーの方に貸したんだろうと思います。ただ、建物がもう老朽化してきて雨漏り等ございまして、それと手狭ということで、シルバーの方も今移転先を考えているところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） よくあそこを通りがかった人から、あれは役場の建物やろうと。シルバーから家賃取りよるんやろうかと。シルバー、先ほど首藤議員が言われるように、首藤議員は決して大げさに言ってないと思うんですよ。いろいろ聞くと、シルバーのやり方余りよくないということを知りますので、また、財政難と言われる中で40数万、わずか40数万という言い方もあるでしょうけれども、町長の考えと逆行したことを担当課がやるということについて、いかがなものやろうかと思うけ、今後十分検討していただきたいと思いますが。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） シルバーの趣旨は先ほど申しましたが、シルバーもこれは育成をするのが町の役割ということで、これ平成たしか10年か11年に、今まで豊前のシルバーと合同だったんですね、それが築上西部シルバー人材センターということで発足をして、当時、私はまだ町長じゃなかったわけでございますけど、シルバー人材センターの育成も町の仕事だろうというふうなことで、趣旨に沿った形であれば、私は当然育成をやっていくべきだろうと、このように考えておりますし、そして、町民の皆様から喜ばれる人材センターというふうな感覚をぜひシル

バー人材センターに、そういう一つの考え方を持っていただきながら、業種としてすれば、私は補助金をやるべきでないし、建物も貸すべきでないというふうに考えてはおります。

そういう形の中で、当初発足したとき、シルバー人材センターを育成しなければという発足のもとに、築城と椎田の両町長が貸したということで、現在までそのまま無償貸し付けという形になっておるんで、そこんところは、また今後シルバーの経理状況等も把握しながら、いわゆるもうかっておれば当然使用料ももらうし、補助金も削減を私はすべきだろう。

ただし、国の補助事業で、町が半分出さなければ、国もその町の出す分しか出さないよという制約があるというふうなことで、そこんところ、担当課とシルバーの方で詰めをしながら、今回の分も一応そういう形で国が同額できるという、実際まだまだシルバー人材センター、育成的には、予算的には、皆さんの稼いだ納入金では運営ができないということでございましょうけど、これが、先ほど申したような形で企業という形になれば、当然独立をした形でやってもらう必要があるというふうに考えておりますので、担当課と人材センターの話を詰めさせてまいりたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 今町長が言われることはわかるんですが、何でここしつこく言うかという、今まで一般質問等でも私も言ってましたけど、余りにも補助金に守られて、勝手気ままなことをやったりすると。公園の件でも、築城の公園の件でも、詰めた話してないんですけど、そういった事実があるし、また、特定の人だけを、気に入った人間だけを、きょうは仕事があるから来てくれとか、前の日に言ってくるというような、そういうやり方については不公平さが余りにもある。

自分ら事務局、あるいは管理している人たち、その人たちを守ってるのはこの補助金ですよ。事務局費、事務所の経費で出すわけですから、全額それでできてないかもしれませんが、町長が言われたことと、もう一つは、老人の生きがい対策として、埋もれさせたらもったいない技術もあるだろうということで、それはもう本当は無報酬でやってもらいたいんですけど、生きていく以上そういうわけにもいかんでしょうと。

しかし、1つ考えていただきたいのは、すべて委託業者、あるいは競争させない状態、ごみにしろ何にしろそう思うんですけど、そのコマーレでも、したいという人は出てくるかもしれません。常に競争させればコストが下がる、そういう考え方で取り組んでもらわないと、今シルバー以外いないんでしょうという考え方で、1,000万もの金を、極端な言い方したら投げやりでやりよるんやないかと。

いわゆるそこに集まってくる人の頭脳として働いてる事務所の関係者というのは、みんな、ある一定の仕事をして定年になって、ちゃんと守られた人たちが多くですよ。ところが、その現場で使いよる、言葉は悪いけど搾取されよる労働者は、日雇い人夫さんの人が多いんですよ。日雇

い、その日暮らしの人が。その日暮らしで食べていかなければならない人の仕事を、シルバーをやめさせるといことは取り上げることになりますので、僕はそこまできついことは言いませんけれども、そういった人たちの生活を守れるようなことについて、1,000万もの補助金を出しているんですから、シルバー人材センターと話し合いをしながら執行部が指導すべきだと思うんです、その点どう思いますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然、吉元議員の言うとおりでございまして、従前は法人化するまで両町で900万ずつ出しとったんですね、椎田、築城でですね。それが法人化したということで、国からもらえて、大体その半額になったというのが経過でございますし、本来なら、そういう形で、本当は納付金を、それぞれ仕事した人の納付金を私は少なくするような方向性が出ていった方がいいんで、たしか今1割ぐらいもらってるんじゃないかなと思うんですけど、いわゆる仕事に行った人からの日当の中から1割納めてもらっとるんじゃないか、ちょっとこれ担当課長、僕ははっきり聞いてないんですけど、多分幾らか事務費をそれぞれの現場で働いた人から納めてもらっておるといのが実情じゃなかろうかなと思っております。そういうのも改善は私はしていくべきだろうと思っています。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 50ページ、電算のところなんですけれども、これ私、一般質問で出してますんで、ちょっと簡単にお尋ねというか、確認でしたいと思います。実際、電算、50ページで、11節の需用費からずっと全部説明聞きたかったんですけども、委託料2,820万3,000円、これがこの電算を購入したときの、たしか平成22年まで支払う金額のことがこのことかなと、そこを先にちょっと確認したいんですけど。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（中村 信雄君） 2,820万3,000円は、当初導入したときの金額とは若干違います。その後に予定、予定というか、当初以外で追加した物がありますので、それが含まれておりますので、若干高いかと思われま。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） これが平成22年までの分ということですか。その上の保守点検委託料、これもそうなんですか、22年まで払う分として頭入れていいんですかね、そこら辺ちょっとお尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） ちょっとその資料持ってきてなかったんですけども、保守点検も、これほとんどが機械の部分だと思います。機械も途中入れた部分がありますので、それも含んでおりますので、若干ふえてるかと思ひます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） それでは、これまた改めて聞きたいと思います。ただ、今言われた2,820万3,000円、これが本来のといいますが、昨年度は2,806万8,000円、この13万上がったというのはどういうことになるんですかね。昨年と。またこれ来年はまた少し上がるんですかね。

議長（成吉 暲奎君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 新しいシステムを入れられない限りは、そのまま推移していくことになります。新しく入れれば、また若干保守が上がってくると思います。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） わかりました。それで、その下の、あと2点ほどちょっと電算聞きたいんで、先に言っときます。ホームページの更新業務委託料37万円なんですけども、この説明を。この37万の説明は別にいいんですけども、ホームページの更新業務というのはどのようなことをしてるんですか、お尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 基本的な更新業務、いわゆる新しいページをつくるとか、変更するというような部分は電算係の方でやっておりますけども、ここに関しては、サーバーを借りております。サーバーを借りておりますので、その中でいろいろ、そのサーバーから外に出て行く部分の変更というのが若干ありますので、それは我々ではちょっとできないので、そこのところの変更を行っていただいております。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） サーバーの変更と、サーバーの変更とかあるんでしょうか。これサーバーの年間幾ら払う金額のサーバー代じゃないですか。

議長（成吉 暲奎君） 中村課長。

総務課長（中村 信雄君） それも含んでいると思います。結局、借りてるサーバーからインターネットの外部につなぐ部分の更新というのが若干ありますので、それを含んだ、それと管理料といいますが、そこ含んだところの金額であります。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） それで最後ですね、43ページ。ここもシステム委託料800万なんですけども、これは何のシステムになるんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） これは私どもの方で、今、財務会計は一般会計の財務を入れてございますが、昨今問題になっております財政健全化法で、4つの指標を19年度から公表し、20年度からは適用されるということで、いわば何といいますが、複式簿記といいますが、企

業会計といいますが、そういうものに国が今の財務会計を移行させようという考えがございます。ですから、今の財務会計とは全く違う財務会計が入ってくるということで、3万以下の町村は3年程度準備期間をして財務会計に移行しなさいと、公会計といいますが、いわば1つの会計になるという、そういうものだそうです。今、国の方もいろんな説明会等で試行錯誤しているようにありますので、まだこれから先どういう形になっていくかというのは、まだはっきりわかっておりません。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） この分が新しく今度導入されたということですね。これが、さっきの言われた13万ほど上がったことにするんでしょうけど、ここは、私一般質問でもいろいろと、この内容じゃないですけど、同じようなことをまた質問しますので、委託料とか、委託料というか、システム、保守点検委託料とかいうのは、各課でいろんなところで上がってきてます。各課で、その委託料の内容を詳しく、どんなことをして保守点検やってるのか、そこを詳しくお尋ねしたいんで、前もって言っときます。各課の方に説明していただきたいなと思って、たび重なるシステムについては金額が跳びはねてきてます。点検委託料というのは、何を、どうやって、いつごろどういう、定期的に、定期的じゃなく1回で終わるのかわかんないんですけども、点検されているのかお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。この800万についても恐らくまた言い値で買わされたような傾向じゃないかなと思うんで、こういったことについて今後どうするのか、その辺もお尋ねしていきたいと思いますので、私からは以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにございませんか。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 128ページの都市計画総務費の委託料ですが、都市計画マスタープラン、これ国、県の指導に伴う準都市計画指定に伴うものではないかと思えますけど、内容、850万の内容について詳しく説明できる範囲内をお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。建設課長。

建設課長（内丸 好明君） 建設課、内丸です。この都市計画の関係につきましては、合併する前、旧椎田町については都市計画を導入しております。そして、旧築城町には導入されておられません。それで、合併に伴いまして、築城、椎田の区別なく、全体的な都市計画の見直しをすることで今事務を進めております。19年度におきましては、都市計画の基礎調査、それから都市計画の基本と作成業務について委託して現在行っております。そして、20年度につきましては、このマスタープラン、これは必ず義務づけられているものでございます。それで、マスタープラン委託しまして、20年度で全体構想の策定、これまでを行う予定であります。そして、21年度になりますけど、21年度においてマスタープランの決定、それから公表という形になるかと思えます。それで、その段階を追って実施していくわけですけど、このマスタープラン

につきましては、策定に当たりましては、策定委員会を設置して策定する予定にしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにございませんか。中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） 58ページの75万6,000円の町税関係の金額が上がっておるわけですが、今まで税務署の、国税庁のOBを指導のために雇用しておると言われておったんですが、その方は現在まだ勤務されておるのか、雇用されておるのかどうかですね。そして、その金額が75万6,000円ですか、その金額なのかどうなのか、それを町長ちゅうか、課長からですね。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 議員質問の賃金の75万6,000円ですが、これは臨時日雇賃金という形で、申告期間中、臨時を一応2名雇っております分の賃金でございます。それと、先ほどありました滞納整理の指導員につきましては、総務費の報酬ですか、報酬の方で上がっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） そうかなと思ったわけでありましてけれども、質問の趣旨は、歳入の税関係の徴収が、非常に前年度比比べたら随分落ちとるわけですね、過年度ですね。過年度徴収が非常に低いということは、国税庁のOBを入れて指導を受けながら、前年よりも下がるということについては、どうかなと。現年度は、この雇用関係、随分状況が、社会状況変わってきますから、随分落ち込みが激しいかなということを理解するんですけども、過年度徴収分が前年並みならいいけれども、ずっと落ちちよるわけですね。そしたら、税務署OB、国税庁のOBを入れて、どのくらい効果があるのかと。

職員は240人ほどおるわけですね。非常に知識の豊富な、経験豊富なベテランの職員も多数おられると思うんですけども、そういう人たちを活用すれば事足りるんじゃないかと。あえて税務署OBを入れて、過年度徴収も下がるようなことであるならば、効果がないんじゃないかと、こういうような気持ちができるわけです。私もずっと探したんですが、課長ね、75万6,000円で国税庁OBがこういうことで来るはずはないと。ですから、総務管理費の中から出しよるなということは、もうこれはわかるわけです。この点について、町長から、その、これは多分豊前から来ておるようですけども、どのくらい効果があったのか、数値で示していただきたいと思います。

ただ漠然とじゃなくして、この人が指導されたから、今の240人の職員、より以上に効果があった。課税も適正にされたと。そしてまた、増収になったと。そういう効果があればいいですけども、これは私は、現在の職員のいろんな審議官とか、何々官とか、いろいろおられるわけ

ですけれども、こういう人たちだけで対応できるんじゃないかと。

職員一体となって、全職員がこういう厳しい財政状況で、武道議員も先ほど触れておりますので余り言いたくないんですけれども、一たん言った以上は若干触れます。全国の、いい方じゃないんですよ、悪い方から470番と。これは18.幾らというようなことで、公債比率、これも職員であろうと、議員であろうと、だれも知っとるわけです。470番と、決してよくない、地方自治体というのは1,827団体のうちの悪い方から470番。そして、私は、こういう状況というのは、ずっと前から町長もわかっておったはずと思うんですよね。職員もわかつたはずと。我々議員もわかつたと思うんですよ、悪いなど。

しかし、私はいろいろ考えてみたときに、これは一般質問のようになるんで、ちょっともう言いつらいんですけれども、とにかく、あしたもありますんでやめますけれども、町長、具体的に指導を受けたら、国税庁OBの持っている知識がどの程度職員に浸透したのかと、そのことが一番、雇用した最大のねらいであったと思うんですよね。その技術を、伝統じゃないけれども、そういうような国税庁のOBの豊富な経験と知識を職員に指導してもらいたいということであったと思う。だから、その効果が、こういうようなことで歳入減額になると、そういうことであるなら、私は効果がないと思うんです。

ですから、全職員とその人を中心に、椎野課長も責任があると思う。こういうような、落ち込みのようなことじゃないで、せめて職員に鼓舞するために、前年度並みの過年度徴収は目標値として当初予算に上げるべきと思うんですね。どんどんどんどん下げていく、徴収は落ちていくと、歳入全部落ちるわけですから、そういうことであるなら、危機感がないわけですよ。議員には町長は危機感を強めてるんですね。大変です、大変です。その言われる経常収支比率であろうと、こういうものでも、おおよその計算、だれもできるんですよ。我々全く素人でありますけれども、素人の我々でも、大体このくらいでいっとるなということ理解できます。しかし、職員がそれほどの危機感を持っておるのか。

町長、再度言いたいのは、議会の議員に非常に危機感を言われる前に、職員にこの面も含めて、歳入について、歳入がなければ事業もできないわけです、すべてのやつがですね。ですから、具体的にこういう予算を組むとき、当初予算のときに、通年予算ですから、高い目標値を設定すべきだと。その目標にして、その職員の能力を信頼して、少し高い収納率を設定すべきだと思うんですね。最初からしたら歳入欠陥になるから、これは困るというようなことでやられると、もうこれは最初から取る気がなくなると、こういう点について職員に対する指導をどうしておるのか、そういうのどう考えておるのか。

議長（成吉 暉奎君） 議員の皆さんにお願いいたします。質問内容はできるだけ簡明にやっていただきたいと思います。

以上でございます。町長。

町長（新川 久三君） 税の徴収の問題ですけれども、私がまず税務課に檄を飛ばしておるのは、まず現年度の徴収率を上げよと、それが第1点でございます。そして、滞納については、いわゆる誠意のある人、ない人を区分しながら、分納をきちんとやっておる方については、これは当然時効というものを考えなくてはならないので、ぴしゃっと分納をやってる人については、それはそれで年次計画でちゃんとたまった分は払ってもらおうという方向性、そして、全くそういう誠意のない方については差し押さえ業務をどんどんやるべしというようなことで、この差し押さえ業務について、国税の経験者を今指導員という形で雇ってる。

そういう形の中でも、いろんな現象出てきております。例えば今税の還付がございます、国税のですね。これについて、即座に税務署に行って差し押さえをすると。それから、町の債権も、今まではその差し押さえをしたことがないんですけど、こういう町が債務のある分について、支払いの税に、すぐ収入役室と連絡とって抑える。そして、特に不動産のある方は必ずこれを抑えるというふうなことで、差し押さえ業務を非常に強固に、この指導員のもとで今行っておるといのが現状でございますし、この実績であれば、比較してみれば、昨年より、19年度、そしてまた20年度という形で、これは国民の義務である納税義務というものを町民の皆様にはちゃんと理解していただくような政策をやっていくということで、今税務課は頑張っておると、これが私の答弁でございます。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） 簡単に言います。そういうことで、職員頑張っておると思うんですけども、財政課長は予算を編成するときに、前年並みの過年度徴収を目標に掲げた予算編成をすると、そういうことによって現場の現業課の職員の方は頑張るということになると思うんですね。最初から取れんだろうと、歳入欠陥になったら困るよというようなことで、談合的に、椎野課長と今の課長の2人が話し合っ、歳入欠陥になったら困るということで、少ない数値のようなことでやると、さらに収納率が下がっていくんじゃないかということで質問をしたわけです。そういうことで、税務課の職員の方も頑張っていたきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでした。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、厚生文教、産業建設、総務のそれぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第6・議案第9号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第9号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生文教、総務常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第10号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第10号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第11号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第11号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第12号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第12号平成20年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっています議案第12号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第13号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第13号平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第11．議案第14号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第14号平成20年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第12．議案第15号

議長（成吉 暲奎君） 日程第12、議案第15号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第13．議案第16号

議長（成吉 暲奎君） 日程第13、議案第16号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第14．議案第17号

議長（成吉 暲奎君） 日程第14、議案第17号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） この農排事業は、今度、葛城地区が農排の対象になるということ

で、予算が、設計委託料6,400万、また工事費が4億2,000万ほど上がっておりますが、この4億2,000万の工事費というのは、西部地区、葛城地区の大体何%ぐらいの事業を計画しているのか。

それと、今終末処分場の件で、いろいろ地元の協議がもめてるといようなうわさを聞きましたが、そのあたりどうなってるのかをお尋ねしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

下水道課長（平岡 司君） 下水道課、平岡です。管路については、総事業費が大体25億ぐらいですから、それから考えていただいて、4億ぐらいでしたかね、ちょっと予算はつきり出ませんので、パーセンテージはまだ計算してませんでした。そのぐらいの数値にはなりません。

それと、今処理施設の関係、議員さん言われましたが、本年度は管路の設計と処理施設の基本設計を行っております。それに先立ちまして地元説明等を行ってまいりました。その中で一部地区から疑義等が出されました。それはもう確かに、そういう迷惑施設について云々ということが出ております。現在、西部地区の農業集落排水推進協議会で協議しながら、いろんな方策をして、理解を深めるような努力をしている最中でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 農排という事業は非常に大事な事業でもあると思いますし、地元の説明会等で今後やっていく中で、もめにもめると、なかなかその事業というのは前向きにいかないと思うので、そういうところで、トップである町長が行って、いろいろ説明するとかというような努力もしないと、もめると、なかなか前向きでいかないんじゃないかなというふうに思います。町長、そのあたりどうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今、下水道課の方にお任せしながら、これはもう当然、課長が責任持ってやらしてもらわなきゃならん問題でございますし、そういう形の中で、私がすべて出ていくちゅうわけにはいかんし、それはまた出ていくところも出てくるかもわかりませんが、今のところ、周囲の皆さん、いわゆる川を隔てた反対側の皆さんから反対が出ておる、それから処理場の施設の横の地権者の皆さんからやっぱり反対が出ておると、こういう状況でございますので、ここんところは、先ほど課長が申したように、葛城地区の推進協議会がございます、ここと相談していく。そしてまた、地権者とも相談していくというふうな、地権者といいますか、今反対という声が出ておる地域の皆さんとの協議をしていく。そしてまた、隣接地権者との協議をしていくという形の中で、何らかの合意点が出されれば非常にいいわけでございますし、それに向かって担当課努力させていくというふうに、この処理場が決定しないと、この事業できませんので、前向きな形でしていくべきだろうと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第15・議案第18号

議長（成吉 暲奎君） 日程第15、議案第18号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第16・議案第19号

議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第19号平成20年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第17・議案第20号

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第20号築上町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第18・議案第21号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、議案第21号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 1 号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 1 9 . 議案第 2 2 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 9、議案第 2 2 号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 2 2 号は、厚生文教、産業建設、総務常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第 2 0 . 議案第 2 3 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 0、議案第 2 3 号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 3 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第 2 1 . 議案第 2 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 1、議案第 2 4 号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 4 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第 2 2 . 議案第 2 5 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 2、議案第 2 5 号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 5 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 2 3 . 議案第 2 6 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 3、議案第 2 6 号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 6 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 2 4 . 議案第 2 7 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 4、議案第 2 7 号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 7 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 2 5 . 議案第 2 8 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 5、議案第 2 8 号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 8 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第 2 6 . 議案第 2 9 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 6、議案第 2 9 号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 29 号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第 27、議案第 30 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 27、議案第 30 号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。宮下議員。

議員（20 番 宮下 久雄君） 一連の休館日の指定の条例が出てまいりましたけれども、この歴史民俗資料館の休館日の指定理由が、来館者が少なく、社会教育施設としての効果が少ないというふうになっておりまして、現在まで月曜日の休館日を木曜日と土日と、祝日も入りますけれども、木曜日と土日というふうに変更して運営の改善を図るとなっております。余りにも寂しい文言でありますけれども、月曜日を木曜日及び土日の休館に変更することで、運営の改善がどのように図られるのかお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

生涯学習課長補佐（田原 泰之君） 生涯学習課の田原です。歴史民俗資料館は、一応年間の利用数が 738 人ぐらいです。普通使うときは土日が多くて、平日は少ないです。平日の中でも学校関係等が来るとき使われてるということで、できるだけ開館日と閉館日ですかね、その分を変えたいということで計上させてもらっております。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（20 番 宮下 久雄君） 現在は土日が多いということで、土日をあけるということですね。わかりました。その歴史民俗資料館のあり方につきましては、かなり教育委員会の方で検討をされて、延塚記念館の 3 階にという形で設置したと思っております。私どもは、延塚の 3 階が適当であるか、それ以外の場所が適当であるか、よく吟味、検討して資料館の位置を定めてほしいとお願いしておりましたけれども、最も効果がある場所が延塚記念館の 3 階ということに落ちついたというふうに理解しております。その築上町が発足しまして、旧椎田町、旧築城町、そのような行政資料がたくさん出てきておりますが、こういう物の保存、整理、こういうことはどういう形で現在やられておるのか、もう一点お聞きいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

生涯学習課長補佐（田原 泰之君） 歴史民俗資料館は昔の文化資料を置いております。今後は船迫と歴史民俗資料館をどういうふうにするかということで、民俗資料館運営委員さんの方に諮って、今後は諮っていきたいと考えております。

議長（成吉 暲奎君） 宮下議員。

議員（20 番 宮下 久雄君） 3 度目でありますので最後といたします。町長は文化性のある

町だというふうにかつて言われておりました。この新しく、前から椎田町の歴史民俗資料館というのがありましたけれども、築上町としての歴史民俗資料館設置したのであります。寂しい方向にいかないように、来館者が少ないから、ほとんど閉館状態にしてしまうと、そういう考え方でなくて、一步進んだ、そういう運営のやり方をやっていただきたいと思っております。その検討委員会ですか、検討委員会を設けるわけですか。検討委員会を設置する前に、教育委員会としてはどうしたいと、そのような前向きな考え方も持ってほしいというふうに思っております。どうか寂しく寂しくという形にならないように、力を入れていただきたいと要望しておきます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですかね。中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） 二番せんじでありますけれども、過去、築上町になる前の椎田町時代に、随分私が長時間しゃべったということで田原議長からおしかりを受けました。その後、私は余り言わないようにしておるんですけども、宮下議員が今述べられたように、私も大きい声出したいんですけども、文化というようなものは、そんなに収益の上がるもんじゃないということはもう御理解をいただいております。

その当時言ったのは、行政文書がどこにあるかわからんと。後年、乱雑に取り扱ってあるようでありますし、後世に（ ）していただく資料の一つとして文書館、これ私言ったのは文書館ですね。歴史民俗資料館というよりも文書館。文書館といっても、なかなか建設がしてもらえない、理解も少ないだろうということで、歴史民俗資料館というようなことに表現をしておるわけです。当時、現在の教育長が答弁に立ったと思っておりますけれども、私が長かったということもあるんですけども、私はこの問題については非常に思いが深いわけでありまして、その後、宮下議員からも同じような質問が繰り返されてまいりました。

私は、少なくとも現在の位置が適当なところかということですね。一番条件のいいところじゃなかったと思うんですけども、とにかく前工藤町長の時代に、今現在、築上町になりましたけれども、築城と椎田の共立の衛生組合のあの敷地内に新しい施設をつくるというようなことで進んでおったようでもありますけれども挫折したということで、今後の行財政運営を考えたときに、新しくつくるのは困難だろうと、できるだけ経費を軽減しながら、文化、そういうことの薫りがするような事業を展開してほしいということで町長にお願いして、結果として今の3階と。3階に上がるのはなかなか困難ですよ、駐車場もないと、位置は決してよくないわけです。

そういう中で存続をしてきたということについては評価はいたしますけれども、コミ発表じゃないけれども、将来のためには、何かぜひともこの事業を消すことなく、存続すると、発展させるというような考えを持っていただきたいと思うんですね。2町が一緒になつとるわけですから、今の位置が適当でないということになれば、将来的にも、みんなが集まることができる、集客ができるようなところ。私はいつも一番いいなと、個人的に思っておるのは、メタセのあの付近の

中に、そしたら相乗効果というのがあらわれて、一番いい位置じゃないかなというような、旧椎田町の住民にとってはいささか寂しいんですけども、いろんなことを考えたときに、位置を選定しながら、やめるということじゃなくして、とりあえず存続するということですから、反対することはできませんけれども、再検討しながら、この灯をともしてほしいと、町長も考えてほしいと思うんですね。これは教育長の所管かもわかりませんが、金が伴うところですから、おたくの方で、町長も考えていただきたいと思います。一言だけ。町長にお願いをしたい。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 議会運営上のことで議長にお願いがあります。この議案に関しては、今言わんとすること、中島議員の言わんとすることはわかるんですけども、この議案の内容は休館日の変更についてですから、それに関する以外は、議長とめてください、質疑について、それがルールと思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

先ほども言いましたように、質問事項は、背景、歴史、またこれから将来ということの説明するんじゃないくて、説明を、質疑をしたいもののみを簡明に質疑していただきたいということでございます。よろしくお願いいいたします。

ただいま議題となっています議案第30号は厚生文教委員会に付託いたします。

日程第28．議案第31号

議長（成吉 暲奎君） 日程第28、議案第31号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第29．議案第32号

議長（成吉 暲奎君） 日程第29、議案第32号築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は総務常任委員会に付託いたします。

・

日程第30．議案第33号

議長（成吉 暲奎君） 日程第30、議案第33号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は総務常任委員会に付託いたします。

・

日程第31．議案第34号

議長（成吉 暲奎君） 日程第31、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は総務常任委員会に付託いたします。

・

日程第32．議案第35号

議長（成吉 暲奎君） 日程第32、議案第35号築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

・

日程第33．議案第36号

議長（成吉 暲奎君） 日程第33、議案第36号町道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、産業建設、総務常任委員会に付託いたします。

ここで追加議案です。

日程第34・議案第40号

議長（成吉 暲奎君） 日程第34、議案第40号平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第40号平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第40号は、平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）を追加させていただきました。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額が97億1,342万3,000円でございますが、これに2億4,000万を追加いたしまして、99億5,342万3,000円とするものでございます。内容は、日米再編交付金の決定が非常におくれ、そしてまた、その運用実施等が非常に調整に時間がかかりました。そういう形の中で、当初日に補正10号を提案いたしました。これに間に合いませんでしたので、追加提案ということでございます。

中身については、日米再編交付金が2億9,170万ほどございますが、このうち大部分2億3,000万を一応基金として積み立て、そしてなお、一般財源を少しこの中に1,000万ほど加えて2億4,000万の基金を、後ほど御提案いたしますけれども、築上町芸術・文化振興基金、それから築上町環境美化推進基金、それから築上町子育てすこやか基金、それから築上町健康・スポーツ振興基金と、もう一つは、築上町バス運行事業調整基金ということで、5つの基金を設置をして、その基金に積み立てるための予算でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでした。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、厚生文教、総務常任委員会に付託いたします。

日程第35・議案第41号

議長（成吉 暲奎君） 日程第35、議案第41号築上町芸術・文化振興基金条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第41号築上町芸術・文化振興基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第41号は、築上町芸術・文化振興基金条例の制定でございますが、前議案で補正予算提案いたしましたけれども、この基金条例は、文化会館の自主事業、それから町民主催事業、神楽・民俗芸能祭事業等の経費に充てるための基金を積み立てるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、厚生文教、総務常任委員会に付託いたします。

日程第36・議案第42号

議長（成吉 暲奎君） 日程第36、議案第42号築上町環境美化推進基金条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第42号築上町環境美化推進基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第42号も先ほどの基金条例と同様に、築上町の環境美化に関するために、自治会が実施する環境美化推進事業という経費に充てるものでございます。平成20年度から逐次この基金を取り崩して環境美化に充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第37・議案第43号

議長（成吉 暲奎君） 日程第37、議案第43号築上町子育てすこやか基金条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第43号築上町子育てすこやか基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第43号も同じく米軍再編の関係で基金を積み立てるものですが、築上町子育てすこやか基金条例でございます。これは、中身については、妊産婦の健診事業、それから子育てフェスティバル等の経費に充てるものがございます。

なお、19年度の子育てフェスティバルということで、これはもう昨日、これは子供たちの保護者の自主的な運営で、きのう児童館の方でやっていただきましたけれども、20年度から幾分かこの事業にも充当してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第38．議案第44号

議長（成吉 暲奎君） 日程第38、議案第44号築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第44号築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第44号も同じく米軍再編の関係の基金を制定するものですが、築上町健康・スポーツ振興基金条例でございますが、中身につきましては、ふれあい健康サロン事業、少年スポーツ教室事業、町ロードレース大会等の経費に充てるものがございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第39．議案第45号

議長（成吉 暲奎君） 日程第39、議案第45号築上町バス運行事業調整基金条例の制定につ

いてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第45号築上町バス運行事業調整基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第45号も米軍再編の関係で基金を積み立てるもので、築上町バス運行事業調整基金条例の制定でございます。本条例も、いわゆる再編交付金を利用しながら、町民バスの定期路線の経費に充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は総務常任委員会に付託いたします。

お諮りします。日程第40、議案第46号の工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第40 議案第46号

議長（成吉 暲奎君） 日程第40、議案第46号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第46号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成19年11月26日付、議案第94号をもって議決された地域水産物供給基盤整備、八津田漁港建設工事（その6）の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成20年3月10日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第46号は工事請負契約の変更でございます。これは、八津田漁港建設工事のその6ということで、まず工期を平成11年11月26日から平成20年3月28日までであったのを平成20年の7月4日まで延長をするものでございます。そして、請負契約額を1億458万円を1億4,277万9,000円に変更するものでございます。この工期変更と

額は、県の漁港課、それから水産庁等との打ち合わせをしながら承認を得たものでございます。

主な工事概要というのは、沖の物揚げ場、これは防舷材を一応一式つけるということと、それから用地についてコンクリート舗装が認められたということで、3,470平米、それから北護岸、これについては33.1メートルが認められた。それから、用地2ということで、これは2,470平米でございますけれども、土砂の埋め立て、舗装工というものが認められましたので変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでした。これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員（12番 吉元 成一君） 工期の延長については、担当課にお伺いしますが、現在契約されている内容の進捗状況が、工事が施工業者のおくれでおくれたとか、そういうことじゃないかということが1点と、あと、この漁港事業があとどれぐらい、もう1年でできるんですかね、そういったことを含めてお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは、工期の変更は、施工業者のおくれではなくて、町の工事の都合という形で、前年の事業がこの入札の前まであっておりました。そして、ことしの、平成19年度の事業を11月以降に契約という形（「町長、もういい。業者の都合でおくれたんやなかったら、それはそれでいいです」と呼ぶ者あり）そういうことです。業者の都合ではございません。

そして、この八津田漁港はこれで最後の工事という形になりまして、平成20年のもう予算はございません。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 先ほどの追加の工事の関係で、物揚げ場ですか、それと用地の関係、それとコンクリートが認められたということで変更になったと。変更の金額が4,000万近い数字なんです。当然これ今の業者に追加工事でしていただいた方が安く上がるということでそういうふうにされたと思うんですが、今の説明の中で、例えば用地の増設なり、コンクリート化なりの部分は、地元の業者というか、地元の方で入札をかけて、やりかえてやれば、地元の産業振興というか、地元の工事になったんじゃないかというふうに思うんですが。これは、ちょっと業者、私忘れましたが、町内の業者ではなかったはずなんです。この金額的に見てもですね。結果的に、町内部に落とせるものが、追加工事出すことによって落とせない。金額にしても、そう変わりがないんじゃないかというふうに思うんですが、金額が変わりなければ、町内業者を利用するというのが町として自然的なものじゃないかというふうに思いますが、その点についてお答えをお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 町内業者ということで今御指摘がございましたが、漁港と一体的な形で工事が競合するという問題もございます。そういう形の中では、今落札してある業者は株式会社本間組という会社でございますけれども、そして請負比率の関係で変更契約がやるわけですね。請負比率が入札予定価格のたしか70%ぐらいの落札でございます。そういう形からすれば、非常に安くできるという判断もできます。そういう形の中で、本来なら地元でもできるかもわかりませんが、一応工事の競合と、それから落札率が非常に安いという一面もございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより討論に入ります。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第46号について採決を行います。議案第46号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第41、議案第47号

議長（成吉 暲奎君） 日程第41、議案第47号財産の処分についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第47号財産の処分について、次のように財産を処分するものとする。平成20年3月10日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第47号は財産の処分ということで、議会の議決を得なければなりません。処分する財産の表示は、所在地が築上町大字越路1080番地3、1081番地5、それから種類といたしましては、建物、集会所1棟、構造は鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積258.4平方メートル、処分価格は1,314万5,066円、財産の所有権移転の時期は平成21年3月31日まで、契約の相手方は福岡県という内容でございます。

この財産処分の原因は、道路改良に、この県道の改良にこの集会所がかかるということでございます。そして、土木事務所とのいろんな交渉を重ねてきた結果、あとの議案にも出てまいりますけれども、すべて一応もう建物は壊していいということで、もしくは建てかえということで、土木事務所とは一応協議を終えておるところでございます。

そういう形の中で、少し経過を述べさせていただきますと、昭和45年に当建物は建設がされておるわけでございます。そして、当時の解放同盟との話の中で、1市5町の協議の中で、45年にこの建物が旧椎田町の地に建てられたと。当時、各首長、それから関係者で話をしておるわけでございますけれども、当時の同和予算は、すべてこの会館に集中するというので、どの町村も同和予算をもらわないで、この建物のために予算をすべて集中したという経過があるようでございます。そして、事業主体は、どっかが事業主体にならなければならないというようなことで、建設地である旧椎田町が事業主体になって建物を建設したと、こういう経過があるようでございます。

そして、財源は、同和 たしかまだ同和对策事業の補助金ということで、当時は補助金が3分の2出ているようでございます。そして、あと残りを地方債ということで、同和对策債、これは補助残の100%貸してもらえる金額でございます。そして、これで、ちょっと金額忘れましたけれども、基本的に1,000何ぼかの建設費になっておるといふうなことでございまして、旧椎田町がこの同和对策債も借入れをして建てていったということでございます。

そういう形の中で、元利償還も当然旧椎田町が償還をしていっておるといふことでございましてけれども、御承知のように、80%は交付税で賄われておるといふうなことで、現実的には旧椎田町の負担は一般財源でして70万少し、強ぐらいではないかなといふうな算定がされておるわけでございます。

そして、平成の7年か8年ぐらいに道路改良の話が出てきたわけでございますけれども、そのときに、また同時に、同集会所についてはアスベストが使用されておるといふことで、解放同盟の方から除去の申し出が出てきております。そのときに、旧椎田町の方から豊前市、それから築城町、それから吉富町、それから新吉富村、大平村という1市5町に、アスベスト除去に対しての対策を皆さんで金出してやろうじゃないかという提案をしておりますけれども、この分については道路改良があるといふことで、ちょっと見合わせようといふことで、解放同盟からも待ってほしいよという了解のもとに、道路改良をすれば一応撤去の可能性があるといふようなことで、待とうといふうな返事で今日まで至っております。

そして、当時、旧椎田町が買収したときに、本来なら登記をしておればよかったんですけども、未登記といふことで、地権者が相続をずっとしてないという状況から、100人近い権利者が出てきたといふようなことで、16年によくこの未登記問題が、2名は裁判によって確定をさせていったと、このような経過があるわけでございます。そういう経過の中で、今回、この土木事務所の買収話といふうなことで、県道豊津椎田線の改良といふことで事業費をつけておるといふことで、ぜひ買いたいといふことで申し出があって、こういう議案にさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。田原議員。

議員（18番 田原 親君） これによっては、うわさによっては、結局は豊築地協の移転じゃろうと思います。それによっては、今後どうしていくか、あるいは築城に移転するというような話も聞いておりますけども、その内訳につきましては、解放同盟の運動費が何千万、あるいは支部の建設に何千万とかいううわさも出ております。そういうことで、この内容の内訳について、はっきり明確にひとつ資料として要求したいと思います、いいですか。よろしく願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 資料要求ですね。いいですか、はい、どうぞ。新川町長。

町長（新川 久三君） 後の議案も関係ございますので、少し後の議案も参考にちょっとしていただければ、これは財産処分でございますけど、関連しておりますので、後の補正予算の関係がございまして。追加の3というのがございましてけれども、その分若干先に説明させていただきたいと思っておりますけれども、土木事務所との（発言する者あり）

議員（18番 田原 親君） 結局これは、椎田町の財産じゃろうと思うんですよね。それによって、いろんな問題のうわさちゅうのが出ております。どこの運動体に何千万、あるいはどこの支部が何千万とか、そういううわさが出るとが、これはどういうことか、そういう内容、具体的な内容を一応明確に説明したいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは後の議案ですべて皆さんに御説明を申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、厚生文教、総務常任委員会に付託いたします。

日程第42・議案第48号

議長（成吉 暲奎君） 日程第42、議案第48号平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第48号平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出する。平成20年3月10日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第48号は、先ほどの前議案に係る補正予算でございます。平

成19年度築上町一般会計補正予算(第12号)でございますが、本予算は、99億5,342万3,000円に4,205万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を99億9,548万2,000円と定めるものでございます。

これは、先ほどの議案で申しましたけれども、県道豊津椎田線の道路改良工事に伴う船田集会所の移転についてのものです。予算の内容は、歳入で、土地代及び補償費の70%が県から4,205万9,000円入るわけでございます。移転補償費の70%の2,100万が補償費ということで歳出考えて、あとは予備費に上げておるわけでございます。

この中身につきましては、豊前土木事務所との補償額の提示というふうなことで、補償額の全体が6,119万800円の補償額が豊前土木事務所から提案をされておるところでございます。その中身は、用地費が374.62平方メートル、191万9,100円、それから補償費が、建物が5,353万7,000円、工作物が139万2,900円、動産移転が64万6,200円、立木が3,300円、それから移転雑費262万1,000円というふうなことでございます。

この移転の補償というふうなことで、これは入居者である解放同盟、それから船田支部がございしますが、話をいたしまして、補償費の3,000万を、解放同盟豊築地協は建物をもう建てないでいいと。そのかわり、一応自分たちで建物を探すというふうな考え方、もしくは自分たちで建てるというふうなことで、3,000万円をいただきたいと。船田支部については、これは町で建物を建てるということで、1,000万の範囲で建てるということでございます。そういう形の中で、あとの工作物、動産移転、立木については、これは解放同盟の補償費になるわけでございます。

だから、建物については、先ほど申した3,000万、1,000万、あとの残りは解体の費用を、これは築上町が責任持って解体しなければいけないと、こういう状況でございます。特に補償関係という形になれば、町が道路を買う場合でも、その借家の方がおりますが、そういう人たちに新しい家を建てるなり、どうかするという形になれば、本人たちは補償費をもらって出て行くという場合もございます。

そういう形の中で、解放同盟は、もう新しい建物はこの際要らないということで、平成19年の8月ぐらいから協議を重ねてきておるわけでございますけれども、その中でそういう意向が出てまいりました。建物自体は、今築上町の所有という形に便宜上はなっておりますけれども、これは豊築、豊前市、それから築上町、上毛町、吉富町という事実上の所有という感覚がございします。そういう形の中で、豊前市、それから上毛、吉富にお話をしましたところ、これで了解点に達したということで、このあかしとして、解放同盟の方からもそれぞれの支部の了解印をとって提出をしてほしいと。そして、特に船田支部は、当該建物の中に支部を要しておるので、総会に付してほしいというふうなことをお願いをして、すべてそれぞれの了解ができたというふうなことで、今回の一応解放同盟との契約をして議会に提案をさせていただいたと、こういう経過でござ

ざいます。

以上です。よろしく御審議のほど、採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第４８号は、厚生文教、総務常任委員会に付託いたします。

皆さんにお諮りします。時間がもう１２時近くとなっておりますが、議案があと３点となっておりますが、このまま進行させていただきます。

お諮りします。日程第４３、発議第１号の在日米軍兵の度重なる不祥事の抗議と実効性のある再発防止を求める決議（案）については、会議規則第３９条第２項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第１号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第４３．発議第１号

議長（成吉 暲奎君） 日程第４３、発議第１号在日米軍兵の度重なる不祥事の抗議と実効性のある再発防止を求める決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第１号在日米軍兵の度重なる不祥事の抗議と実効性のある再発防止を求める決議（案）について、標記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第１４条の規定により提出する。

平成２０年３月１０日、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、同議会議員塩田文男、同じく工藤久司、同じく塩田昌生、同じく吉元成一、同じく武道修司、同じく中島英夫、同じく繁永隆治、同じく田原親、同じく信田博見。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでした。西口周治議員、説明を求めます。

議員（８番 西口 周治君） 今回の決議文も在日米軍兵の不祥事によるものでございます。平成２０年２月１０日午後８時半ごろ、沖縄本島中部におきまして、沖縄在沖米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生して、取り下げはしたものの、この遺恨のものは残っておられると思います。その後、飲酒運転事故や住居不法侵入等の不祥事が後を絶っておりません。このたび重なる事件、事故等は、米軍の再発防止の弱さがあると思っております。

よって、築上町議会は、今回の女子中学生拉致暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件、事故

に対し、米軍当局並びに関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件、事故の再発防止等に向けて、下記事項の徹底と実現を強く求めるものであります。

第1番目といたしましては、在日米軍人、軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件、事故の再発防止に向けて実効性ある施策を講じること。

2番目、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、決議をよろしく願います。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。発議第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

. . .

日程第44．意見書案第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第44、意見書案第1号道路特定財源の確保に関する意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第1号道路特定財源の確保に関する意見書（案）について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年3月10日、提出者、築上町議会議員繁永隆治、賛成者、同議会議員中島英夫、同じく田村兼光、同じく有永義正、同じく塩田昌生、同じく工藤久司。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 繁永議員、説明求めます。

議員（17番 繁永 隆治君） ちょっと皆さんにお断りしておきます。私、風邪ぎみで、ちょっと声の方がハスキーになって聞きづらい点があると思いますので御理解をお願いします。

では、提案理由を説明します。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）の提案理由について、現在、国会で、道路特定財源、

暫定税率維持を含む租税特別措置法案の審議が行われています。築上町では、歩道のない通学路等、未改良の道路が多くあり、自転車や歩行者が安全に通れる道路の整備が必要とされており、この道路の整備は、これから大きな課題であります。また、今後、老朽化した橋梁が急増し、維持管理費の増大が見込まれます。

このような中、現行の暫定税率維持されない場合、県庁の試算で道路特定財源約9,800万円が減額されることとなり、道路整備の停滞を招き、既に極めて厳しい状況にある財政運営に重大な影響を与え、住民生活は大混乱する事態となることが懸念されます。

よって、地方の道路整備がおくれることのないよう、道路特定財源の安定的な確保を要望する意見書(案)でございます。よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) はい、御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第1号は、産業建設、総務常任委員会に付託いたします。

日程第45．意見書案第2号

議長(成吉 暲奎君) 日程第45、意見書案第2号築上町の光通信化を求める意見書(案)についてを議題とします。

事務局長の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長(江本偉久雄君) 意見書案第2号築上町の光通信化を求める意見書(案)について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年3月10日、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、同じく議会議員有永義正、同じく繁永隆治、同じく塩田昌生。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) はい、御苦労さんでございました。西口周治議員、説明をお願いいたします。

議員(8番 西口 周治君) たび重なる光通信の話でございますが、当該町だけ光通信のネットワークが整備されておらないということでございます。そして、町長を初め職員の皆さんも、当然ながら、この光通信化の重要性を御存じだと思っておりますので、ぜひとも町一体となりまして進めていただくように、この意見書案を提出させていただいております。

情報化社会の必要条件である光通信化が町一丸となって取り組むこと。2番、当面ADSL通信ができない上城井地区のADSL通信ができるように取り組むこと。そして、情報化社会に対

応じた対策を講じるために情報化対策室を立ち上げることというふうな要望をしております。

全会一致での御採択をよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 私も光については1日も早くつながってほしいという一人ですが、2番についてお尋ねします。ADSL地区が当面、上城井地区ということですが、ほかの地区でもADSLのないところがあるんじゃないでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 当該、全椎田町区域内ではほとんどありません。あと築城の駅前周辺にISDNが届かないところが出ております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいでしょうか。塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 私は、2番のどこ、できればADSLついてないところは、築上町全町、全域、光は基本的には来てないんで、今ISDNで非常に山間部の方とか、非常に皆さん困ってると思います。それで、ここ築上町全域に私は変えたいんですけども、その辺はどうでしょうか。

つけ加えて、上城井地区には、私たちの町、村には6つの谷があります。その中で、この上城井地区は寒田までドコモの電波が届きます。ことし中に全域のドコモの電波が届くような計画になるとは思いますけども、上城井地区にはドコモの電波は届くんで、ISDNで非常にお困りの方も、ドコモの方でサイトを開けば、今ADSLの少し下でスピードもあるから、そこはできれば築上町に変えていただきたいんですけど、お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 今この場の訂正でよろしければ訂正をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、ただいまの上城井地区の中を築上町全域というふうなところに変えさせていただきますたいと思います。変えて提案をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） ただいま議題となっております意見書案第2号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第46・請願第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第46、請願第1号スクールバス添乗員と校務員配置の請願についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 請願第1号スクールバス添乗員と校務員配置についての請願。請願者、築城小学校長進俊郎、同じくPTA会長吉留梯一郎、紹介議員首藤萬壽美。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員、説明を求めます。

議員（1番 首藤萬壽美君） このスクールバスの添乗員は、今のところ町の方から一時的に添乗していただいておりますが、はっきりとした添乗員の配置ができておりません。小山田、それから船迫地区の児童がバスで通学する上において、時間差がありますので、非常にそのところ添乗員の確保が必要だと思われまます。

続いて、校務員の配置ですが、校務員の配置は、先般、厚生文教常任委員会だけの議員が、全町の小学校、中学校に訪問した際に、椎田地区の小学校は、たとえ児童の少ない小原小学校までも校務員さんがちゃんといらっしゃるのに、築城地区の小学校は一人もおりません。運動会やここに書いておりますように事務員が出張したような場合は、電話にも出ることができないという状況が続いております。ぜひスクールバスの添乗員と校務員の配置をお願いしたいと請願した次第であります。よろしく願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

ここで、議案に対する資料要求があれば事務局に所定の様式で申し出てください。これで資料要求を終わります。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時11分散会